

学校給食における食物アレルギー対応食決定の流れ

11月 ～ (新入生は就学時健診以降)	<p>【1】食物アレルギーに関する実態調査</p> <p>保護者は、「食物アレルギーに関する実態調査（様式1-1）」を学校に提出する。学校は、食物アレルギー対象者名簿（様式1-2）を作成し、学校給食センターに報告する。新規発症及び転入生についてはその都度提出し、新中学校一年生（現六年生）は小学校で実施し、進学予定校へ送付する。</p> <p>新小学校一年生については、就学時健診時に提出する。教育委員会は健診後、食物アレルギー対応食を希望する新小学校一年生の保護者へ「食物アレルギー対応食実施申請書（様式2）」及び「学校生活管理指導表（様式3）」、「食物アレルギー給食対応についての確認事項（別紙1）」を送付する。</p>
	<p>【2】食物アレルギー対応食実施申請書及び学校生活管理指導表の提出</p> <p>保護者は、【1】により食物アレルギー対応食の希望や変更がある場合は、「食物アレルギー対応食実施申請書（様式2）」及び「学校生活管理指導表（様式3）」、「食物アレルギー給食対応についての確認事項（別紙1）」を学校に提出する。</p> <p>なお、新小学校一年生の対象保護者は、入学説明会までに様式2及び3、別紙1の書類を準備し、入学説明会当日、学校に提出する。<u>学校は、関係者（学校及び学校給食センター担当者、保護者）と面談の調整・連絡を行う。</u></p>
1月 ～ 4月	<p>【3】面談【必要に応じて】</p> <p>【1】により食物アレルギー対応食の希望や変更がある保護者に面談を実施し、学校は「食物アレルギー個別取組プラン（様式4）」を作成する。</p> <p>なお、面談の出席者は、保護者（対象児童生徒）・管理職・担任・給食担当者・養護教諭・給食センター所長・栄養教諭等とする。</p>
	<p>【4】対応食の決定・通知</p> <p>学校給食センター所長は、調理場における対応の実施を決定し、「食物アレルギー対応食実施決定書（様式5）」を作成し、学校を通じて保護者へ通知する。</p>
	<p>【5】食物アレルギー対応委員会</p> <p>学校は、食物アレルギー対応委員会を実施し、個別の取組プランや対応食提供の方法等について確認する。また、その内容については、教職員全員に周知する。</p>
4月 ～ 毎月	<p>【6】対応の開始</p> <p>各学校給食センターは、学校給食における食物アレルギーの個別対応を開始する。学校給食センター所長は、学校を通して毎月、「食物アレルギー対応食実施予定表兼承諾書（様式6）」及び予定献立表を保護者へ通知し、学校給食での対応について確認及び承諾を依頼する。なお、年度途中で食物アレルギー対応食を中止する場合は、保護者が学校長へ「食物アレルギー対応食解除届出書（様式7）」を提出する。</p>